



保護者の皆様へ

就学援助制度についてのお知らせ

多可町教育委員会

多可町では、お子様が安心してより良い学校生活が送れるように、経済的な理由で就学させることが困難な保護者の方に学用品や学校給食等にかかる費用の一部を援助しています。

申請は毎年度必要です。今回、「6月受付」を行いますので、希望される方は下記により申請してください。

■ 対象となる方

- ① 生活保護を受けている方
- ② 児童扶養手当(ひとり親家庭に対する手当)の支給を受けている方
- ③ 次のいずれかに該当する世帯
 - (ア) 個人事業税または固定資産税の減免措置を受けている(家屋新築を除く)
 - (イ) 国民年金保険料の全額免除を受けている
 - (ウ) 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
 - (エ) 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている
 - (オ) 職業安定所登録日雇労働者である
- ④ 令和6年中の世帯全員の総所得額の合計が別に定める認定基準額(※下表参照◆)以下の世帯
- ⑤ 町民税が非課税の世帯
- ⑥ その他特別の理由があり、教育委員会が関係機関と協議して必要と認める世帯

《◆④の認定基準額》

(単位：円)

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上は、 1人増すごと
令和6年中 総所得額	1,888,400	2,431,600	2,958,400	3,284,800	3,835,200	409,600

- (注) 1. 総所得額とは、給与所得の方は「源泉徴収票」の給与所得控除額の金額、事業所得の方は「確定申告書」の所得金額の合計、公的年金等の受給者の方は公的年金等控除後の金額です。
2. 給与所得・公的年金所得がある場合は、税制改正の影響を考慮し、それぞれの所得から10万円(当該額が10万円に満たない場合はその額)を差し引いた金額で判定します。
3. 世帯内に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの総所得額を合算した額で判定します。
4. 単身赴任等で別に居住している保護者は、原則として同一世帯の家族として取り扱います。

■ 申請期間

※4月受付で認定を受けた方は、今回申請する必要はありません。

4月受付		6月受付	
4月8日(火)～4月21日(月)		5月29日(木)～6月11日(水)	
※認定 4月受付は 終了しました づれかに該当する方		※認定要件の①～⑥のいずれかに該当する方	
提出場所	お子様が在籍する学校 または 教育委員会(教育総務課)		

(注) 申請期間内の申請であれば、通常認定(原則、認定日は令和7年4月1日付)となり、期限を過ぎて申請された場合は、随時認定(認定日は申請日以降の日付)となります。随時認定の場合、学用品費等は減額支給となり、認定日までに実施された学校給食・修学旅行・校外活動は援助の対象外となります。

※必ず申請期間内に申請をしてください。

■ 援助の内容 (○印が援助を受けられるもの)

援助する項目	小学校						中学校			生活保護を受けている方			
										小学校		中学校	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1~5年	6年	1・2年	3年
新入学学用品費	○						○						
学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
通学用品費		○	○	○	○	○		○	○				
オンライン学習通信費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
修学旅行費									○		○		○
校外活動費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
学校給食費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
卒業アルバム代等									○		○		

※オンライン学習通信費は、世帯への支給となります。

※学用品費・通学用品費・オンライン学習通信費は学期ごとに分割して支給し、修学旅行費・校外活動費は実施の学期末に支給します(原則)。卒業アルバム代等は3学期分の援助費支払日に支給します。

※入学前に新入学学用品準備費の支給を受けた方は、新入学学用品費の支給を受けることはできません。

■ 申請の方法

申請を希望される場合は、各学校または教育委員会(教育総務課)へ申し出てください。申請書をお渡します(申請書は多可町ホームページからもダウンロード可能です)。

申請書に下記の必要な書類を添付して申請してください。

下欄の①~⑥いずれかに該当する方	必要な添付書類
① 生活保護を受けている	申請不要です
② 児童扶養手当の支給を受けている	添付なし ※申請書に <u>閲覧同意</u> が必要です。証書番号・受給者名を記入してください。
③ 次のいずれかに該当する (ア) 個人事業税または固定資産税の減免 (イ) 国民年金保険料の全額免除 (ウ) 国民健康保険税の減免または徴収猶予 (エ) 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている (オ) 職業安定所登録日雇労働者である	認定通知書等のコピー (認定期間の記載要) ※年度の途中で認定期間が終了する場合は、再度、添付書類を提出してください。
④ 前年の世帯全員の総所得額の合計が認定基準額以下である	添付なし ※申請書に <u>閲覧同意</u> が必要です。 ※令和6年1月~令和6年12月中の所得が未申告の方がいる場合は認定できませんので、必ず申告を済ませておいてください。 ※令和7年1月2日以降に多可町に転入された方は、④の場合「令和7年度所得証明書」、⑤の場合「令和7年度課税証明書」を令和7年1月1日現在の住所地で取り寄せて添付してください。
⑤ 町民税が非課税である	
⑥ その他特別の理由がある	認定にかかる協議申出書・その他必要な書類

※小学生と中学生のいるご家庭は、それぞれの学校へ申請が必要です。

■ 提出先・問い合わせ先

お様が在籍されている小・中学校または多可町教育委員会(教育総務課 役場3階)

☎0795 (32) 2384 (直通)

※ご不明なことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。